

徳島県人事委員会訓令第二号

徳島県人事委員会事務局

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程

この訓令の施行の際現に制定されている徳島県人事委員会訓令において読点として表記する「・」「ゝ」は、「、」「ゝ」とみなす。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。